

I 公共用水域水質常時監視の概要

1 測定概要

河川・湖沼などの公共用水域の水質の保全を図るため、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 16 条の規定により水質測定計画を毎年策定し、これに基づき、長野県、国土交通省、独立行政法人水資源機構、法第 28 条第 1 項の規定に基づく政令市である長野市及び松本市が水質測定を実施しています。

令和 5 年度は、水質汚濁に係る環境基準の類型指定がなされている 43 河川及び 15 湖沼の 100 地点で水質測定を実施しました。

2 測定地点概要

（1）河川

水系（水域）名	河 川 数		水 域 数		担当機関別測定地点数※3						
					整北 備陸 局方	整中 部地 局方	水資 源機 構	長 野 県	長 野 市	松 本 市	計
信濃川水系	23	23	25	27	10			27	3	4	44
天竜川水系	10	10	12	9		9		8			17
諏訪湖水域	5	5	5	5				8			8
木曾川水系	3	3	2	3				6			6
矢作川水系	1	1	1	1				1			1
姫川水系	1	1	2	1				2			2
富士川水系	1	1	1	1				1			1
計：7 水系（水域）	43※1,2	43※1,2	48	47	10	9	0	53	3	4	79

※1 天竜川は天竜川水系と諏訪湖水域のそれぞれで 1 河川とするが、合計では 1 河川とする。

※2 「阿智川（黒川を含む。）」は全体で河川名称であり、1 河川と数える。

※3 担当機関別の測定地点数は、BOD 等及び水生生物保全項目の測定地点が重複する場合は、合わせて 1 地点と数える。

（2）湖沼

水系（水域）名	湖沼数	水域数	担当機関別測定地点数						
			整北 備陸 局方	整中 部地 局方	機水 資 源 構	長 野 県	長 野 市	松 本 市	計
信濃川水系	10	9				9	1	1	11
諏訪湖水域	3	3				5			5
関川水系	1	1				4			4
木曾川水系	1	1			1				1
計：4 水系（水域）	15※1	14※2	0	0	1	18	1	1	21

※1 「猪名湖（松原湖）（長湖、大月湖を含む）（全域）」は 1 湖沼 1 水域で数える。

※2 複数湖沼を 1 水域としている場合（丸池（琵琶池を含む）（全域））は、1 水域と数える。

3 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況

(1) 河川

ア BOD等

水系	水 域	該当 類型	達成 期間	指定の種類 及び年月日
信	信濃川上流(1)(千曲川) (南佐久郡の湯川合流点より上流)	AA	イ	国 S47.4.6 (環告第7号)
	信濃川上流(2)(千曲川) (南佐久郡の湯川合流点から大屋橋まで)	A	イ	〃
	信濃川上流(3)(千曲川) (大屋橋から県境まで)	A	ロ	〃
	中津川上流 (穴藤ダムより上流)	AA	イ	国 S46.5.25 (閣議決定)
	犀川(1) (島々谷川合流点より上流)	AA	イ	県 S47.6.19 (県告第378号)
	犀川(2) (島々谷川合流点から奈良井川合流点まで)	A	イ	〃
	犀川(3) (奈良井川合流点より下流)	A	ロ	〃
	依田川 (全域)	A	イ	県 S50.5.22 (県告第281号)
	奈良井川(1) (今村橋より上流)	A	イ	〃
	奈良井川(2) (今村橋より下流)	A	ロ	〃
	夜間瀬川 (全域)(角間川を含む。)	A	ロ	県 S52.12.19 (県告第670号)
	高瀬川(1) (農具川合流点より上流)	AA	イ	〃
	高瀬川(2) (農具川合流点より下流)(農具川を含む。)	A	イ	〃
	裾花川 (全域)	A	イ	県 S54.3.29 (県告第264号)
	神川 (全域)	A	イ	県 S55.10.9 (県告第645号)
	鳥居川 (全域)	A	イ	県 S57.9.30 (県告第640号)
	田川 (全域)	A	ロ	県 S59.2.6 (県告第115号)
	湯川 (全域)	A	イ	県 H6.1.24 (県告第65号)
	麻績川 (全域)	A	イ	〃
濃	相木川 (全域)(南相木川を含む。)	AA	イ	県 H7.2.20 (県告第128号)
	樽川 (全域)	A	イ	〃
	鎖川 (全域)	A	イ	〃
	鹿曲川 (全域)	AA	ハ	県 H7.12.25 (県告第951号)
	浦野川 (全域)(産川を含む。)	A	ハ	〃
	穂高川 (全域)	AA	ハ	県 H8.12.9 (県告第864号)

水系	水 域	該当 類型	達成 期間	指定の種類 及び年月日
天 竜 川	天竜川（１） （岡谷市と上伊那郡辰野町の境界から三峰川合流点まで）	B	ロ	国 S47.4.6 （環告第 7 号）
	天竜川（２） （三峰川合流点から宮ヶ瀬橋まで）	A	ロ	〃
	天竜川（３） （宮ヶ瀬橋から早木戸川合流点まで）	A	イ	〃
	天竜川（４） （早木戸川合流点から鹿島橋まで）	A A	イ	〃
	小渋川 （全域）	A A	イ	県 S52.3.10 （県告第 130 号）
	松川（１） （妙琴橋より上流）	A A	イ	〃
	松川（２） （妙琴橋より下流）	A	ハ	〃
	三峰川 （全域）	A	イ	県 H6.1.24 （県告第 65 号）
	和知野川 （全域）（売木川を含む。）	A A	イ	〃
	阿智川（黒川を含む。） （全域）	A A	イ	県 H7.2.20（県告第 128 号） 県 H21.5.28（県告第 341 号）
	横川川 （全域）	A A	ハ	県 H7.12.25 （県告第 951 号）
	遠山川 （全域）（上村川を含む。）	A A	イ	県 H10.2.5 （県告第 60 号）
	上川 （全域）	A	イ	国 S46.5.25 （閣議決定）
諏 訪 湖 水 域	砥川 （全域）	A	イ	〃
	横河川 （全域）	A	イ	〃
	天竜川 （釜口水門から岡谷市と上伊那郡辰野町の境界まで）	B	ロ	〃
	宮川 （全域）	A	ハ	県 S54.3.29 （県告第 264 号）
	木曾川上流 （落合ダムより上流）	A A	イ	国 S45.9.1 （閣議決定）
木 曾 川	王滝川 （全域）（西野川を含む。）	A A	イ	県 H10.2.5 （県告第 60 号）
矢 作 川	矢作川 （愛知県境より上流）	A A	イ	県 H8.12.9 （県告第 864 号）
姫 川	姫川（１） （姫川第 3 ダムより上流）	A	イ	県 S51.4.22 （県告第 262 号）
	姫川（２） （姫川第 3 ダムから新潟県境まで）	A A	イ	〃
富 士 川	富士川（１） （塩川合流点より上流）（釜無川）	A A	イ	国 S48.3.31 （環告第 21 号）

（注）達成期間の分類は次のとおりとする。

「イ」：直ちに達成 「ロ」：5 年以内で可及的速やかに達成 「ハ」：5 年を超える期間で可及的速やかに達成

イ 水生生物保全項目（全垂鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

水系	水 域	該当 類型	達成 期間	指定の種類 及び年月日
信濃川	信濃川（１）（長生橋より上流）	生物 A	イ	国 H22.9.24 （環告第 46 号）
	中津川（群馬県境から新潟県境まで）	生物 A	イ	県 H24.4.5 （県告第 313 号）
	犀川（１）（島々谷川合流点より上流）	生物 特 A	イ※	〃
	犀川（２）（島々谷川合流点から奈良井川合流点まで）	生物 A	イ	〃
	犀川（３）（奈良井川合流点から下流）	生物 A	イ	〃
	依田川（全域）	生物 A	イ	〃
	奈良井川（１）（今村橋より上流）	生物 特 A	イ	〃
	奈良井川（２）（今村橋より下流）	生物 A	イ	〃
	夜間瀬川（全域）（角間川を含む。）	生物 A	イ	〃
	高瀬川（１）（農具川合流点より上流）	生物 A	イ	〃
	高瀬川（２）（農具川合流点より下流）	生物 A	イ	〃
	農具川（全域）	生物 特 B	イ	〃
	裾花川（全域）	生物 特 A	イ	〃
	神川（全域）	生物 A	イ	〃
	鳥居川（全域）	生物 A	イ	〃
	田川（１）（水神橋より上流）	生物 A	イ	〃
	田川（２）（水神橋より下流）	生物 B	イ	〃
	湯川（全域）	生物 特 A	イ	〃
	麻績川（全域）	生物 特 A	イ	〃
	相木川（全域）	生物 A	イ	〃
	南相木川（全域）	生物 特 A	イ	〃
	樽川（全域）	生物 A	イ	〃
	鎖川（全域）	生物 A	イ	〃
	鹿曲川（全域）	生物 A	イ	〃
	浦野川（全域）	生物 A	イ	〃
	産川（全域）	生物 B	イ	〃

水系	水 域	該当 類型	達成 期間	指定の種類 及び年月日
	穂高川（全域）	生物 A	イ	〃
天 竜 川	天竜川上流 （鹿島橋より上流（岡谷市と上伊那郡辰野町の境界まで））	生物 A	イ	国 H21.11.30 （環告第 80 号）
	小渋川（全域）	生物 A	イ	県 H24.4.5 （県告第 313 号）
	松川（全域）	生物 A	イ	〃
	三峰川（船形沢合流点より下流を除く。）	生物 特 A	イ	〃
	和知野川（全域）（売木川を含む。）	生物 A	イ	〃
	阿智川（全域）（黒川を含む。）	生物 A	イ	〃
	横川川（全域）	生物 特 A	イ	〃
	遠山川（全域）（上村川を含む。）	生物 A	イ	〃
諏 訪 湖	上川（全域）	生物 A	イ	県 H24.4.5 （県告第 313 号）
	砥川（全域）	生物 A	イ	〃
	横河川（全域）	生物 A	イ	〃
	天竜川（釜口水門から岡谷市と辰野町の境界まで）	生物 B	イ	〃
	宮川（全域）	生物 A	イ	〃
木 曾 川	木曾川（1） （中濃大橋より上流（味噌川ダム貯水池を除く。））	生物 A	イ	国 H21.11.30 （環告第 80 号）
	王滝川（濁川合流点からウグイ川合流点の間を除く。）	生物 特 A	イ	県 H24.4.5 （県告第 313 号）
	西野川（全域）	生物 A	イ	〃
矢作川	矢作川（愛知県境より上流）	生物 A	イ	県 H24.4.5 （県告第 313 号）
姫川	姫川（新潟県境より上流）	生物 A	イ	県 H24.4.5 （県告第 313 号）
富士川	富士川上流 （笛吹川合流点より上流）（釜無川）	生物 A	イ	国 H21.11.30 （環告第 80 号）

（注）達成期間の分類は次のとおりとする。

「イ」：直ちに達成 「ロ」：5 年以内で可及的速やかに達成 「ハ」：5 年を超える期間で可及的速やかに達成

※ ただし、稲核ダムから島々谷川合流点までの区間は環境基準の全亜鉛の適用を除外する。

(2) 湖沼
ア COD等

水系	水 域	該当 類型	達成 期間	指定の種類 及び年月日
(諏訪湖 天竜川 水域)	諏訪湖 (全域)	A	ハ	国 S46.5.25 (閣議決定)
	白樺湖 (全域)	A	ロ	〃
	蓼科湖 (全域)	A	ロ	〃
(千曲川 信濃川)	猪名湖 (松原湖) (長湖、大月湖を含む) (全域)	A	イ	県 R5.3.30 (県告第 163 号)
	女神湖 (全域)	A	ハ	〃
信濃川 (犀川)	みどり湖 (全域)	A	ハ	〃
	美鈴湖 (全域)	A	ロ	〃
	青木湖 (全域)	A A	ハ	〃
	中綱湖 (全域)	A	イ	〃
	木崎湖 (全域)	A	イ	〃
(千曲川 信濃川)	丸池 (琵琶池を含む) (全域)	A	イ	〃
	大座法師池 (全域)	A	ハ	〃
関川	野尻湖 (全域)	A	イ	〃
木曽川	味噌川ダム貯水池 (奥木曽湖) (全域)	A	イ	国 H21.3.31 (環告第 14 号)

イ 窒素・磷

水 系	水 域	該当 類型	達成 期間	指定の種類 及び年月日	備 考
天竜川 (諏訪湖水域)	諏訪湖 (全域)	Ⅳ	ロ	県 R5.3.30 (県告第 164 号)	全窒素の項目の 基準値を除く
信濃川 (犀川)	青木湖 (全域)	Ⅰ	イ	〃	
	中綱湖 (全域)	Ⅱ	イ	〃	
	木崎湖 (全域)	Ⅱ	イ	〃	
関川	野尻湖 (全域)	Ⅰ	ロ	〃	
木曽川	味噌川ダム貯水池 (奥木曽湖) (全域)	Ⅱ	イ	国 H21.3.31 (環告第 14 号)	

ウ 水生生物保全項目（全垂鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

水系	水 域	該当 類型	達成 期間	指定の種類 及び年月日
（諏訪湖 天竜川 水域）	諏訪湖（全域）	湖沼 生物A	イ	県 H25.2.25 （県告第 72 号）
	白樺湖（全域）	湖沼 生物A	イ	〃
	蓼科湖（全域）	湖沼 生物A	イ	〃
（千曲川 信濃川）	猪名湖（長湖及び大月湖を含む全域（松原湖））	湖沼 生物A	イ	〃
	女神湖（全域）	湖沼 生物A	イ	〃
信濃川 （犀川）	みどり湖（全域）	湖沼 生物B	イ	〃
	美鈴湖（全域）	湖沼 生物A	イ	〃
	青木湖（全域）	湖沼 生物A	イ	〃
	中綱湖（全域）	湖沼 生物A	イ	〃
	木崎湖（全域）	湖沼 生物A	イ	〃
（千曲川 信濃川）	丸池（琵琶池を含む）（全域）	湖沼 生物A	イ	〃
	大座法師池（全域）	湖沼 生物B	イ	〃
関川	野尻湖（１）（野尻湖（２）を除く。）	湖沼 生物A	イ	〃
	野尻湖（２） （亀石の標柱と金山の標柱を結んだ線の北西側）	湖沼 生物特B	イ	〃
木曽川	味噌川ダム貯水池（奥木曽湖）（全域）	湖沼 生物A	イ	国 H21.11.30 （環告第 80 号）

（注）達成期間の分類は次のとおりとする。

「イ」：直ちに達成 「ロ」：5年以内で可及的速やかに達成 「ハ」：5年を超える期間で可及的速やかに達成

4 水域別採水地点等一覧

(注) 緯度、経度は世界測地系を使用

水 域	整理 番号	環 境 基 準 点		地 点 名	市町村	緯 度 (度分秒)	経 度 (度分秒)	地 点 統一番号
		BOD 等	水生生物 保全項目					
信濃川上流(1) ^{※1}	1	○	○	大芝橋	南牧村	36°01'31"	138°29'22"	20-008-01
信濃川上流(2) ^{※1}	2	○	○	臼田橋	佐久市	36°11'40"	138°29'00"	20-009-01
信濃川上流(3) ^{※1}	3			生田	上田市	36°22'14"	138°16'52"	20-010-51
	4	○	○	千曲橋	千曲市	36°31'56"	138°06'39"	20-010-01
	5			屋島橋	長野市	36°38'25"	138°15'27"	20-010-53
	6	○	○	立ヶ花橋	中野市	36°43'56"	138°18'31"	20-010-02
	7	○	○	大関橋	飯山市	36°53'33"	138°24'12"	20-010-03
	8			市川橋	飯山市	36°58'04"	138°27'08"	20-010-55
相木川	9	○		除ヶ下橋	小海町	36°05'03"	138°29'14"	20-036-01
	10		○	栃原橋	北相木村	36°03'36"	138°30'50"	20-036-02
南相木川	11		○	土岩2号橋	南相木村	36°03'16"	138°30'43"	20-036-03
湯川	12	○	○	高瀬橋	佐久市	36°15'22"	138°25'46"	20-032-01
鹿曲川	13	○	○	前田橋	東御市	36°19'53"	138°20'51"	20-040-01
依田川	14			立岩上の橋	長和町	36°17'11"	138°15'37"	20-014-51
	15	○	○	依田橋	上田市	36°21'02"	138°16'51"	20-014-01
神川	16			白山真田橋	上田市	36°27'04"	138°19'41"	20-029-51
	17	○	○	神川橋	上田市	36°22'30"	138°16'35"	20-029-01
浦野川	18	○		対影橋	上田市	36°24'15"	138°12'26"	20-041-01
	19		○	八幡橋	上田市	36°23'40"	138°11'53"	20-041-02
産川	20		○	堀川橋	上田市	36°23'52"	138°12'34"	20-041-03
鳥居川	21			鳥居橋	信濃町	36°47'14"	138°10'40"	20-030-51
	22	○	○	鳥居橋	長野市	36°43'17"	138°17'53"	20-030-01
夜間瀬川	23			天川橋	山ノ内町	36°43'57"	138°26'10"	20-021-51
	24	○	○	夜間瀬橋	山ノ内町	36°45'31"	138°23'49"	20-021-01
樽川	25	○	○	戸那子橋	飯山市	36°52'40"	138°24'23"	20-037-01
犀川(1)	26	○		島々谷川合流点上	松本市	36°10'59"	137°47'13"	20-011-01
	27		○	水殿ダム下	松本市	36°09'17"	137°44'53"	20-011-02
犀川(2)	28	○	○	倭橋	松本市	36°13'28"	137°53'52"	20-012-01
犀川(3)	29	○	○	田沢橋	安曇野市	36°18'02"	137°56'03"	20-013-01
	30	○	○	睦橋	生坂村	36°24'17"	137°55'30"	20-013-02
	31	○	○	小市橋	長野市	36°37'14"	138°08'29"	20-013-03
奈良井川(1)	32	○	○	太田橋	塩尻市	36°06'35"	137°55'14"	20-015-01
奈良井川(2)	33	○	○	島橋	松本市	36°15'55"	137°56'40"	20-016-01
鎖川	34	○	○	鎖川橋	松本市	36°12'34"	137°56'27"	20-038-01
田川 ^{※2}	35		○	水神橋	塩尻市	36°10'14"	137°57'57"	20-031-51
	36	○	○	新田川橋	松本市	36°14'13"	137°57'18"	20-031-01
穂高川	37	○	○	早春賦歌碑前	安曇野市	36°20'43"	137°53'39"	20-043-01
高瀬川(1)	38	○	○	鹿島川合流点上	大町市	36°30'43"	137°48'44"	20-022-01
高瀬川(2)	39	○	○	高瀬橋	安曇野市	36°22'33"	137°52'37"	20-023-01
	40		○	丹生子橋(市道)	大町市	36°28'47"	137°52'03"	20-023-02
麻績川	41	○	○	込路橋	生坂村	36°27'20"	137°57'49"	20-033-01
裾花川	42			参宮橋	長野市	36°40'18"	138°04'47"	20-024-51
	43	○	○	相生橋	長野市	36°38'47"	138°10'46"	20-024-01
天竜川	44	○	○	釜口水門	岡谷市	36°03'13"	138°03'11"	20-004-01
	45	○	○	天白橋	岡谷市	36°01'52"	138°01'12"	20-004-02
天竜川(1) ^{※3}	46	○	○	新樋橋	辰野町	35°57'55"	137°59'04"	20-005-01
	47			中央橋	伊那市	35°50'15"	137°57'44"	20-005-51
天竜川(2) ^{※3}	48	○	○	吉瀬ダム上	駒ヶ根市	35°42'12"	137°57'29"	20-006-01
天竜川(3) ^{※3}	49			宮ヶ瀬橋	松川村	35°35'45"	137°55'47"	20-007-51
	50			天竜橋	飯田市	35°27'44"	137°49'54"	20-007-53
	51	○	○	つつじ橋	飯田市	35°26'15"	137°49'13"	20-007-01
	52			南宮橋	阿南町	35°20'04"	137°50'11"	20-007-54

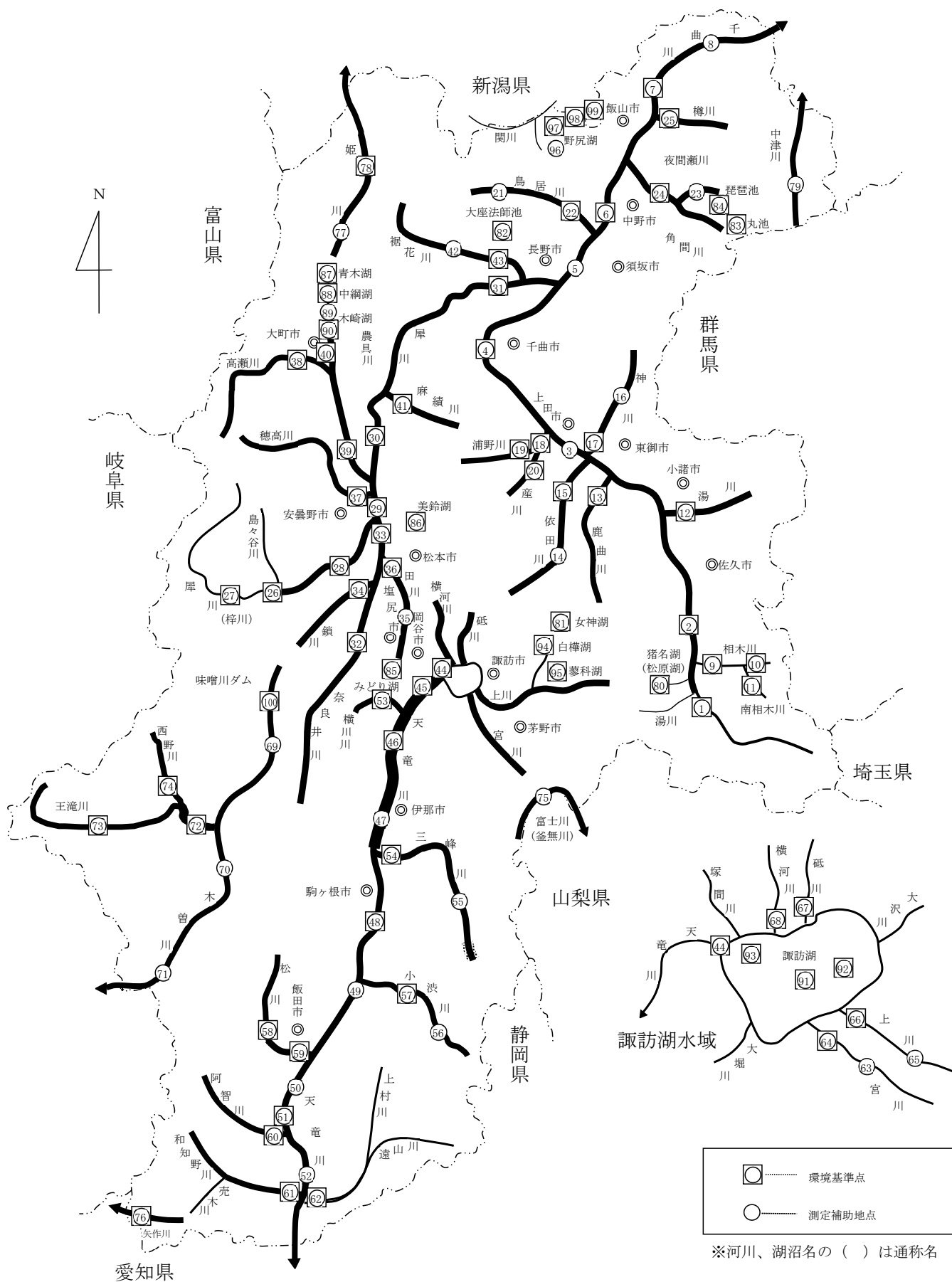
水 域	整理 番号	環 境 基 準 点		地 点 名	市町村	緯 度 (度分秒)	経 度 (度分秒)	地 点 統一番号
		BOD 等	水生生物 保全項目					
横川川	53	○	○	中央橋	辰野町	35°58'56"	137°59'21"	20-042-01
三峰川	54	○		竜東橋	伊那市	35°49'33"	137°58'06"	20-034-01
	55			杉島橋	伊那市	35°43'41"	138°05'18"	20-034-51
小渋川	56			鹿塩川合流点上	大鹿村	35°33'38"	138°02'14"	20-018-51
	57	○	○	小渋ダム	中川村	35°36'29"	137°59'02"	20-018-01
松川(1)	58	○	○	妙琴橋	飯田市	35°31'30"	137°47'19"	20-019-01
松川(2)	59	○	○	永代橋	飯田市	35°30'25"	137°50'34"	20-020-01
阿智川(黒川を含む)	60	○	○	万才大橋下	飯田市	35°25'23"	137°48'44"	20-039-01
和知野川	61	○	○	和知野川キャンプ場	天龍村	35°18'22"	137°50'21"	20-035-01
遠山川	62	○	○	折立橋	天龍村	35°17'30"	137°52'21"	20-045-01
宮川	63			西茅野大橋	茅野市	35°59'02"	138°09'11"	20-025-51
	64	○	○	宮川橋	諏訪市	36°01'33"	138°06'22"	20-025-01
上川	65			矢ヶ崎橋	茅野市	35°59'42"	138°09'53"	20-001-51
	66	○	○	渋崎橋	諏訪市	36°02'07"	138°06'14"	20-001-01
砥川	67	○	○	鷹の橋	下諏訪町	36°03'55"	138°04'36"	20-002-01
横河川	68	○	○	よこかわ川橋	岡谷市	36°04'28"	138°03'30"	20-003-01
木曽川上流※4	69			新菅橋	木祖村	35°55'16"	137°46'23"	20-026-51
	70			小川橋	上松町	35°46'42"	137°41'26"	20-026-53
	71			三根橋	南木曽町	35°35'15"	137°35'39"	20-026-54
王滝川	72	○		桑原	木曽町	35°49'30"	137°38'02"	20-046-01
	73		○	松原橋	王滝村	35°47'55"	137°32'22"	20-046-02
西野川	74		○	本社橋	木曽町	35°51'00"	137°36'58"	20-046-03
富士川(1)※5	75			武智川合流点上	富士見町	35°53'01"	138°14'21"	20-027-51
矢作川	76	○	○	桃田橋	根羽村	35°15'30"	137°33'34"	20-044-01
姫川(1)	77			天神宮橋	白馬村	36°41'48"	137°52'20"	20-017-51
	78	○	○	宮本橋	小谷村	36°47'02"	137°54'54"	20-017-01
中津川上流	79		○	切明	栄 村	36°48'38"	138°37'12"	20-028-51
猪名湖	80	○	○	流出部	小海町	36°03'13"	138°27'35"	20-504-01
女神湖	81	○	○	流出部	立科町	36°08'13"	138°16'00"	20-505-01
大座法師池	82	○	○	流出部	長野市	36°42'12"	138°08'42"	20-506-01
丸池	83	○	○	流出部	山ノ内町	36°43'06"	138°29'04"	20-507-01
琵琶池	84	○	○	流出部	山ノ内町	36°43'36"	138°28'55"	20-508-01
みどり湖	85	○	○	流出部	塩尻市	36°05'32"	137°59'43"	20-509-01
美鈴湖	86	○	○	流出部	松本市	36°15'39"	138°00'47"	20-510-01
青木湖	87	○	○	流出部	大町市	36°36'18"	137°50'44"	20-511-01
中綱湖	88	○	○	流出部	大町市	36°35'41"	137°50'36"	20-512-01
木崎湖	89			湖心	大町市	36°33'33"	137°50'17"	20-513-51
	90	○	○	流出部	大町市	36°32'37"	137°50'31"	20-513-01
諏訪湖	91	○	○	湖心		36°03'00"	138°05'10"	20-501-01
	92	○	○	初島西	諏訪市	36°02'58"	138°06'31"	20-501-02
	93	○	○	塚間川沖 200m	岡谷市	36°03'09"	138°03'45"	20-501-03
白樺湖	94	○	○	流出部	茅野市	36°06'06"	138°13'48"	20-502-01
蓼科湖	95	○	○	流出部	茅野市	36°02'58"	138°15'19"	20-503-01
野尻湖	96			水穴	信濃町	36°49'20"	138°13'35"	20-514-51
	97	○	○	弁天島西	信濃町	36°49'58"	138°12'47"	20-514-01
	98	○	○	湖心	信濃町	36°49'30"	138°13'15"	20-514-02
	99		○	金山	信濃町	36°49'55"	138°13'35"	20-514-03
味噌川ダム貯水池	100	○	○	貯水池内基準地点	木祖村	35°58'49"	137°46'13"	20-515-01

(注) この表に記載してある水域名は BOD 等に係る水域名であり、表中※1～5の水生生物保全に係る水質環境基準の類型指定に係る水域名称は以下のとおり。

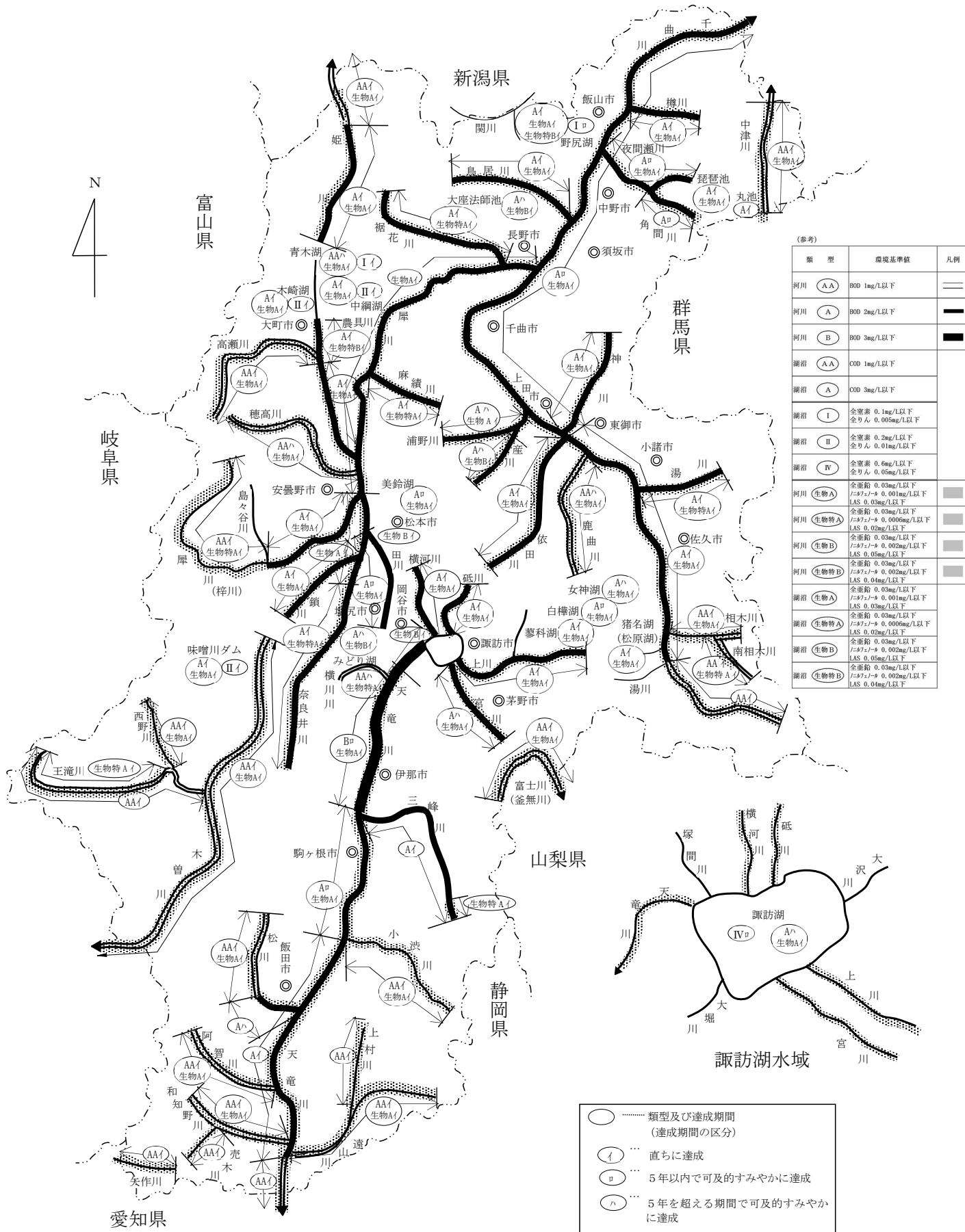
※1 「信濃川(1)」 ※2 「田川(1)」(環境基準点:水神橋)、「田川(2)」(環境基準点:新田川橋)

※3 「天竜川上流」 ※4 「木曽川(1)」 ※5 「富士川上流」

5 測定地点の概略図



6 主要河川・湖沼水質環境基準類型指定の概略図



7 測定項目、環境基準値、報告下限値及び測定方法

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号 最終改正 令和3年10月7日環境省告示第62号)

測定項目		環境基準値	報告下限値	測定方法
健康項目	カドミウム	0.003 mg/L以下	0.0003 mg/L	JIS※ ¹ K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
	全シアン	検出されないこと	0.1 mg/L	JIS K0102の38.1.2 (38 の備考11 を除く。以下同じ。) 及び38.2、38.1.2及び38.3、38.1.2及び38.5又は告示※ ² 付表1
	鉛	0.01 mg/L以下	0.005 mg/L	JIS K0102の54
	六価クロム	0.02 mg/L以下	0.01 mg/L	JIS K0102の65.2 (65.2.2及び65.2.7を除く。) に定める方法。※ ⁴
	砒素	0.01 mg/L以下	0.005 mg/L	JIS K0102の61.2、61.3又は61.4
	総水銀	0.0005 mg/L以下	0.0005 mg/L	告示付表2
	アルキル水銀※ ³	検出されないこと	0.0005 mg/L	告示付表3
	P C B	検出されないこと	0.0005 mg/L	告示付表4
	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	0.0004 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.01 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.004 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	0.0005 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	0.0006 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.0005 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	チウラム	0.006 mg/L以下	0.0006 mg/L	告示付表5
	シマジン	0.003 mg/L以下	0.0003 mg/L	告示付表6 の第1 又は第2
	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L	告示付表6 の第1 又は第2
	ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	セレン	0.01 mg/L以下	0.002 mg/L	JIS K0102の67.2、67.3又は67.4
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	0.04 mg/L	—
	硝酸性窒素	—	0.02 mg/L	JIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6
	亜硝酸性窒素	—	0.02 mg/L	JIS K0102の43.1
	ふっ素	0.8 mg/L以下	0.08 mg/L	JIS K0102の34.1 (34 の備考1 を除く。) 若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ml に硫酸10ml、りん酸60ml 及び塩化ナトリウム10g を溶かした溶液とグリセリン250ml を混合し、水を加えて1,000ml としたものを用い、JISK0170-6 の6 図2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) 又は34.1.1c) (注(イ)第三文及び34 の備考1 を除く。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び告示付表7
	ほう素	1.00 mg/L以下	0.02 mg/L	JIS K0102の47.1、47.3又は47.4
	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.005 mg/L	告示付表8
備考	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102 の43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算			

※1 日本産業規格。(以下の表同じ。)

※2 昭和46年12月28日環境庁告示第59号。(以下の表同じ。)

※3 アルキル水銀は、総水銀が検出された場合のみ測定する。

※4 ただし、告示の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号 最終改正 令和3年10月7日環境省告示第35号)

測定項目		環境基準値	報告下限値	測定方法
生活環境項目	pH	(別表2-1、 2-3又は 2-6)	—	JIS K0102の12.1
	BOD		0.5 mg/L	JIS K0102の21
	COD		0.5 mg/L	JIS K0102の17
	SS		1 mg/L	告示付表9
	DO		0.5 mg/L	JIS K0102の32
	大腸菌数		1 CFU/100mL	告示付表10
	全窒素	(別表2-4)	0.05 mg/L	JIS K0102の45.2、45.3、45.4又は45.6 (45の備考3を除く。)
	全燐		0.003 mg/L	JIS K0102の46.3(46の備考9を除く。)
	全亜鉛	(別表2-2 又は2-5)	0.001 mg/L	JIS K0102の53
	ノニルフェノール		0.00006 mg/L	告示付表11
	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩		0.0006 mg/L	告示付表12

(別表2-1) 河川(湖沼を除く。) : BOD等

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU /100mL 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU /100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2 mg/L 以上	—	
測定方法		JIS K0102の12.1 に定める方法又は ガラス電極を用いる 水質自動監視測定装置 によりこれと同程度 の計測結果の得られ る方法	JIS K0102の21 に定める方法	告示付表9に 定める方法	JIS K0102の32に 定める方法又は 隔膜電極を用いる 水質自動監視測定 装置によりこれと同 程度の計測結果の得 られる方法	告示付表10 に掲げる方法	
備考							
1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。))。 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。))。 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。))。 4 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。))については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。(*) 5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)) 6 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

(注) 1. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2. 水道 1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
" 2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
" 3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
" 3級 : 特殊の浄水操作を行うもの

５．環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 （＊）県内の河川 AA 類型の環境基準点においては、20CFU/100ml 以下を適用する。

（別表２－２）河川（湖沼を除く。）：全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値			該 当 水 域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	
測 定 方 法		JIS K0102 の 53 に定める方法	告示付表 11 に定める方法	告示付表 12 に掲げる方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）					

（別表２－３）湖沼：C O D 等（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万 m³ 以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該 当 水 域
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（C O D）	浮遊物質質量（S S）	溶存酸素量（D O）	大腸菌数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU / 100mL 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU / 100mL 以下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—	
測 定 方 法		※ 1	JIS K0102 の 17 に定める方法	告示付表 9 に定める方法	※ 2	告示付表 10 に掲げる方法	
備考							
1 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。（＊ 1） 3 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。（＊ 2） 4 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

※ 1 JIS K0102 の 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法

※ 2 JIS K0102 の 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法

（注） 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水 産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

〃 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

（＊ 1）県内の湖沼 AA 類型の環境基準点においては、20CFU/100ml 以下を適用する。

（＊ 2）県内の湖沼 A 類型の環境基準点においては、300CFU/100ml 以下を適用する。

(別表 2-4) 湖沼：全窒素、全磷

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該 当 水 域
		全 窒 素	全 磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。）、水産 1 種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.010 mg/L 以下	
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.030 mg/L 以下	
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.050 mg/L 以下	
Ⅴ	水産 3 種、工業用水、農業用水、環境保全	1.0 mg/L 以下	0.100 mg/L 以下	
測 定 方 法		JIS K0102 の 45.2、45.3、45.4 又は 45.6 に定める方法	JIS K0102 の 46.3 に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3. 水 産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 " 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 " 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 4. 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(別表 2-5) 湖沼：全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値			該 当 水 域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	
測 定 方 法		JIS K0102 の 53 に定める方法	告示付表 11 に定める方法	告示付表 12 に掲げる方法	

(別表 2－6) 湖沼：底層溶存酸素量

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値	該 当 水 域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0 mg/L 以上	別に水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0 mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上	
測 定 方 法		JIS K102 の 32 に定める方法又は告示付表 13 に掲げる方法	
備考			
1 基準値は日間平均値とする。			
2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

(3) 要監視項目等

ア 人の健康の保護に関する要監視項目

(平成5年3月8日付環境庁水質保全局長通知 最終改正：令和2年5月28日環水大発第2005281号・環水大土発第2005282号)

測定項目		指針値	報告下限値	測定方法
人の健康項目	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	0.003 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	0.004 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	0.006 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1※ ¹ 付表1の第1又は第2
	ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	0.0005 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/L 以下	0.0003 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	0.004 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/L 以下	0.004 mg/L	通知1付表2
	クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/L 以下	0.004 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	プロピザミド	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	E P N	0.006 mg/L 以下	0.0006 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	ジクロロボス(DDVP)	0.008 mg/L 以下	0.001 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	クロルニトロフェン(CNP)	—	0.0001 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
	トルエン	0.6 mg/L 以下	0.06 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	キシレン	0.4 mg/L 以下	0.04 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下	0.006 mg/L	通知1付表3の第1又は第2
	ニッケル	—	0.001 mg/L	JIS K0102の59.3又は通知1付表4若しくは付表5
	モリブデン	0.07 mg/L 以下	0.007 mg/L	JIS K0102の68.2又は通知1付表4若しくは付表5
	アンチモン	0.02 mg/L 以下	0.002 mg/L	通知2※ ² 付表5の第1、第2又は第3
	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	0.0002 mg/L	通知2付表1
	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下	0.00004 mg/L	通知2付表2
	全マンガン	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L	JIS K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5
	ウラン	0.002 mg/L 以下	0.0002 mg/L	通知2付表4の第1又は第2
	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/L 以下(暫定)※ ³	0.3 ng/L	通知3※ ⁴ 付表1

※1 通知1：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の選定方法及び要監視項目の測定方法について」

(平成5年4月28日環水規第121号、平成11年3月12日環水企第89号・環水管第69号・環水企第79号一部改定)

※2 通知2：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」

(平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号)

※3 PFOS及びPFOAの指針値（暫定）については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

※4 通知3：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」

(令和2年5月28日環水大発第2005281号・環水大土発第2005282号)

イ 水生生物の保全に関する要監視項目

(平成 15 年 11 月 5 日環水企発第 031105001 号、環水管発第 031105001 号)

最終改正平成 25 年 3 月 27 日環水大水発第 1303272 号)

測 定 項 目		指 針 値	報告下限値	測 定 方 法
水生生物項目	クロロホルム	(別表 3 - 1)	0.003 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
	フェノール		0.005 mg/L	通知 4 ※ ⁵ 付表 1
	ホルムアルデヒド		0.1 mg/L	通知 4 付表 2
	4-t-オクチルフェノール		0.00007 mg/L	通知 5 ※ ⁶ 付表 1
	アニリン		0.002 mg/L	通知 5 付表 2
	2,4-ジクロロフェノール		0.0003 mg/L	通知 5 付表 3

※ 5 通知 4 : 「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について (通知)」

(平成 15 年 11 月 5 日環水企発第 031105001 号・環水管発第 031105001 号)

※ 6 通知 5 : 「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」

(平成 25 年 3 月 27 日環水大水発第 1303272 号)

(別表 3 - 1) 水生生物の保全に関する要監視項目指針値

項 目	類型	指針値
クロロホルム	生物 A	0.700 mg/L 以下
	生物特 A	0.006 mg/L 以下
	生物 B	3.000 mg/L 以下
	生物特 B	3.000 mg/L 以下
フェノール	生物 A	0.050 mg/L 以下
	生物特 A	0.010 mg/L 以下
	生物 B	0.080 mg/L 以下
	生物特 B	0.01 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	生物 A	1.000 mg/L 以下
	生物特 A	1.000 mg/L 以下
	生物 B	1.000 mg/L 以下
	生物特 B	1.000 mg/L 以下
4-t-オクチルフェノール	生物 A	0.001 mg/L 以下
	生物特 A	0.0007 mg/L 以下
	生物 B	0.004 mg/L 以下
	生物特 B	0.003 mg/L 以下
アニリン	生物 A	0.02 mg/L 以下
	生物特 A	0.02 mg/L 以下
	生物 B	0.02 mg/L 以下
	生物特 B	0.02 mg/L 以下
2,4-ジクロロフェノール	生物 A	0.03 mg/L 以下
	生物特 A	0.003 mg/L 以下
	生物 B	0.03 mg/L 以下
	生物特 B	0.02 mg/L 以下

(4) その他の項目（排水基準、水道水質基準等関連）

測 定 項 目		基準値等	報告下限値	測 定 方 法※
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質	(排水基準関連)	0.5 mg/L	告示付表14
	フェノール類		0.005 mg/L	JIS K0102の28.1
	銅		0.01 mg/L	JIS K0102の52.2
	溶解性鉄		0.01 mg/L	JIS M0202の4.a)の4.2)及びJIS K0102の57.2
	溶解性マンガン		0.01 mg/L	JIS M0202の4.a)の4.2)及びJIS K0102の56.2
	クロム		0.02 mg/L	JIS K0102の65.1
その他項目	陰イオン界面活性剤	(水道水質基準関連)	0.04 mg/L	JIS K0102の30.1
	アンモニア性窒素		0.02 mg/L	JIS K0102の42.2、42.5又は42.6
	塩化物イオン		0.10 mg/L	JIS K0102の35
	濁度		0.1 度	上水試験方法(2011年版)のⅡ-3-3
	クロロフィルa	(富栄養化関連)	1.0 µg/L	上水試験方法(2011年版)のⅣ-2-25
	溶解性COD		0.5 mg/L	JIS K0102の3.2及び17
	溶解性窒素		0.05 mg/L	JIS K0102の3.2及び45.2、45.3、45.4又は45.6
	りん酸態りん		0.003 mg/L	JIS K0102の46.1
	透明度		0.1 m	透明度板
	ふん便性大腸菌群数	(水浴場基準関連)	2 個/100mL	「水浴場水質判定基準」付表1の第1
	大腸菌数	(要測定指標調査関連)	1 個/100mL	H23.3.24環水大発第110324001号通知別添2
	プレチラクロール	(水産基準関連)	0.01 µg/L	要調査項目等調査マニュアル(水質、底質、水生生物)(平成12年12月環境庁)

※ 環境基準等の定めのないこれらの項目の測定方法は、JIS、上水試験法、下水試験法等の中から適宜選択するものとする。